

2010年 月 日

クボテック株式会社
代表取締役 久保 哲夫 殿

全日本金属情報機器労働組合
中央執行委員長 生熊 茂実

全日本金属情報機器労働組合京滋地方本部
執行委員長 山本 善五郎

全日本金属情報機器労働組合
クボテック支部
執行委員長 北村 邦俊

安全・衛生に関する統一要求書

(1) 派遣・請負労働や分社化などによる企業籍の異なる労働者の混在や指揮命令系統の複雑化、人員の減少と熟練労働者の退職による現場の技術・能力の低下、成果主義の導入や長時間過密労働による労働者への精神的負荷の高まりなど、職場の状況は激変しています。ところが、利益ばかりを最優先する経営方針から労働者の安全や健康が後回しにされています。重大な企業事故の多発やメンタルヘルス不全を含む労働者の健康破壊の広がりには、そうした経営のあり方が反映しています。

(2) 安全・健康は労働者の基本的人権です。派遣・請負、関連子会社を含む職場ではたらくすべての労働者の安全と健康をまもることは労働安全衛生法で定められた事業者の責任です(安全配慮義務)。また、労働者の安全と健康は、製品の品質と安全の保持、企業への信頼と一体であり、経営の持続的発展にとっても不可欠な課題です。

(3) 労働者の安全・健康を実現するためには、経営トップの強い決意と労働者・労働組合の協力が不可欠です。経営トップが、安全と健康がすべてに優先する最重要課題であり絶対に労働災害や労働者の健康破壊を発生させないという強い意志をもち、そのうえで、労使の協力体制をつくり、作業環境や作業に内在する危険・有害要素を洗い出し、安全衛生確保にむけた目標と計画を作成し、実行と日常的な点検・改善を繰り返すという「労働安全衛生管理体制(マネジメントシステム)」を確立することが求められています。こうした立場から、下記のとおり、安全・衛生に係る要求を提出します。

記

1、【職場の総点検】下記のとおり、職場を総点検し、それにもとづく改善を行うこと

(1) 労働安全衛生法令に規定されている危害防止基準に違反していないか、また、作業環境や作業

のなかに危険・有害要因がないか、長時間・過重労働が発生していないか、労働者の健康状態はどうかなどについて労使で点検すること。

(2) 作業環境・作業そのものの危険・有害要素を見つけ出すうえで、第三者の目で点検することが極めて有益です。こうした立場から、JMIUと当該企業代表による安全パトロールを通常6ヶ月ないし1ヶ年に1回実施すること。

(3) 上記の点検や安全パトロールの結果にもとづき、違反事項や改善すべき事項をただちに改善すること。

2、前項の職場総点検の結果を踏まえた実効ある安全衛生方針を確立すること

(1) ①安全衛生方針、②安全衛生目標、③安全衛生計画（中期計画・年間計画）等を作成し、職場労働者に周知徹底すること

(2) 上記安全衛生方針においては、事業場内で作業する関連子会社従業員、派遣労働者、請負労働者、外国人労働者など、職場ではたらくすべての労働者を対象とすること。

(3) 安全衛生方針、安全衛生目標の設定並びに計画（中期計画・年間計画）の作成・実施・評価・改善に当たっては、安全衛生委員会とともに、JMIUの意見を求め、その意見・要求を反映させること。

3、【安全衛生委員会の活性化】安全衛生委員会（推進委員会）が設置されていないところは早急に設置すること。また、すでに設置されているところは、その機能をじゅうぶんに発揮できるよう、以下の項目にもとづき改善をはかること。

(1) 安全衛生委員会は、事業場単位に設置すること。また、最低月1回は開催すること。

(2) 労働者側委員は、すべての労働者・労働組合の意見が反映される民主的な手続で選出すること。

(3) 労働者側委員に対し、日常業務に優先して委員として活動できる時間と権限を与え、それを保障する体制を確立すること。また、講習会への参加など必要な安全衛生教育の機会をつくること。

(4) 労働者側委員に対し、安全衛生について責任者と交渉し、調査や改善を要求する権限を与えること。

(5) 新しい工程や機械・設備を導入する場合は、安全衛生委員会で事前に協議すること。

(6) 会社は、事業場の安全衛生管理に係るすべての情報を安全衛生委員会に提出すること。

4、【安全衛生教育の充実】下記のとおり、安全衛生教育の充実をはかること

(1) ①安全衛生管理者、②新入社員や職種変更・配置転換による新入者、③一般作業員および特殊作業員のそれぞれに対する安全衛生教育を実施すること。その時間および内容の改善をはかること。

(2) 安全衛生教育を常にフォローアップし、次回の教育に反映させること。

5、【健康診断等について】労働安全衛生法・規則にもとづき、健康診断の実施と事後措置がおこなわれているかを点検し、改善をはかること。

①事業場で働くすべての労働者を対象に、雇い入れ時と1年以内毎の定期健康診断を実施すること（深夜労働従事者には年2回）。肝機能検査、心電図検査、喀痰検査など規則にある各項目を完全実施す

ること。

- ②生活習慣病の検診についても、^{がん}（胃、肺、大腸、子宮、乳癌）、^{のうけつかんびょう}脳血管病、心臓病、肝障害、糖尿病、^{じん}腎障害などの検診を定期検診に加え、年1回実施すること。
- ③健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、産業医等から意見聴取し（産業医への作業状況についての情報提供のうえ）、必要に応じ、作業転換など就業上の措置を行うこと。
- ④2次検診を含め、健康診断時の賃金およびこれにかかわる費用を保障すること。

6、【労働時間の適正管理と過重労働の改善】労働者の健康にとって、労働時間の適正管理と過重労働の改善が不可欠です。こうした立場から、支部・分会から出された労働時間短縮の要求に積極的に応えたとともに、次の改善を行うこと。

- (1) 裁量労働制適用者や派遣労働者を含め、労働者の労働時間（出退勤時刻）をタイムカードなどにもとづき、正確に管理・把握すること。
- (2) 時間外労働が月45時間を越えた者については、作業環境、健康診断などの情報を産業医に提供し、助言・指導を受けさせること。また、月80時間を越えた者については、産業医の直接面接による保険指導を受けさせるなど、過重労働に対する健康管理の対策を講ずること。
- (3) 過重労働を改善するための業務の改善、人員増などの対策を講ずること。
- (4) 企業の実情にあわせ、法令にもとづくメンタルヘルスケア対策を講ずること。

7、【安全衛生管理体制の一体化】子会社、派遣労働者、請負労働者など様々な雇用形態や指揮系統のもとではたらく労働者が混在する場合は、下記のとおり、一体となった安全衛生管理体制を確立すること。

- (1) 派遣労働者についても、正社員と同様に、安全衛生管理の対象とすること（一般健康診断など派遣元企業の責任によるものを除く）。「偽装請負」など実質的な派遣労働者の場合も同様とすること。
- (2) 安全衛生教育からパートや派遣、請負、外国人労働者などを除外せず、作業員全員を対象に行うこと。
- (3) 子会社や請負会社など、別事業主の指揮・命令のもと、事業場内の施設・設備を使用させて作業を行わせる場合、請負労働者等の労働災害を防止するために、作業や作業環境の危険・有害性に係る情報を提供するとともに、労災防止に必要な安全管理、安全教育等を一体として行うこと。

8、回答日

当日は必ず団体交渉を開催のうえ、文書にて回答すること。

以上、要求します。